

藤沢市社会福祉協議会の後援名義について

藤沢市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の後援名義は、団体等が行う特定の事業又は行事等について、市社協がその趣旨に賛同し、経費等の負担をせずに「後援」の名義のみを使用させることをいいます。

<申請期間>

事業等の実施予定日の30日前までに、必要書類を市社協に提出してください。

<審査及び許可>

市社協は、後援名義に必要な書類の一式を受理したときは、次に定める許可基準に基づき、その内容を審査し、許可の可否を決定します。

(1) 主催者についての許可基準

主催者は、国、地方公共団体、その他公共的団体並びに、藤沢市が共催又は後援をしている事業等の主催者であるか、若しくは次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- ア 主催者の存在が明確であり、かつ規約、会則等の定めにより設立の目的が明らかであること。
- イ 設立の目的及び活動内容が公益に反しないこと。
- ウ 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体又は宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体でないこと。
- エ 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行の意志と能力が十分であると認められること。

(2) 事業等の内容についての許可基準

事業等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- ア 事業等の目的及び内容が市社協の事業目的に合致し、藤沢市の地域福祉の推進に寄与すると認められるものであること。

イ 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがないこと。

ウ 特定の会員のみを対象とし、又は特定の狭い地域の市民を対象とするものでなく、広く一般を対象に公開されたものであること。また、会員の勧誘を目的としないこと。

エ 参加料又は入場料を徴収する事業等にあつては、事業等の規模と内容に応じた適正な料金で、かつ営利を目的としないものであること。

オ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

カ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

キ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

ク 集团的又は常習的に暴力的不法行為をおこなうおそれがある組織の利益とならないこと。

ケ 事業等の実施の場所が原則的に藤沢市内であること。

2 市社協は、前項の規定等により許可の可否を決定したときは、後援名義使用許可通知書（第2号様式）又は後援名義使用不許可通知書（第3号様式）により、申請者に対し通知するものとする。